**自立相談支援事業の流れ**

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

**１　まず、困っていること・気になっていることを話してください**

◆来庁または電話でご相談ください。（来庁が難しい場合はまず電話でご連絡ください）

◆就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。

**２　　　　相談内容から適切な対応を判断します**

◆相談内容によって、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなげるかを判断します。

◆他の機関へつなげる場合にも同行支援など確実につながるよう支援を行います。

**３　必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します**

◆相談者本人だけでなく世帯やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が協働で理解を深めます。

◆相談者の抱えているさまざまな課題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探ります。

**４　　　　相談者と一緒に自立への計画を立てます**

◆相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン（自立支援計画）案を策定します。

◆プラン案の作成は相談支援員だけでなく、相談者本人と一緒に作成します。

◆相談者本人と相談支援相談員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。

**５　　　　自立への目標に一緒に取り組みます**

◆決定したプランにもとづいて支援サービスが提供されます。

◆相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域のさまざまな関係機関が連携して支援を提供します。

◆目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。

**終結　（自立した生活を達成など）**